

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年2月2日
【会社名】	ReYuu Japan株式会社
【英訳名】	ReYuu Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 重富 崇史
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	03(6230)9388
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【縦覧に供する場所】	ReYuu Japan株式会社 東京本社 (東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としてあります。

1 【提出理由】

2026年1月30日開催の当社第38期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年1月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の今後の事業展開および事業内容拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員として、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

将来の事業拡大に備え、資金調達、インセンティブ制度の運用および戦略的施策を柔軟に実施できる体制を整えるため、発行可能株式総数を12,400,000株から27,960,000株に変更するものであります。

会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定および会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

重富崇史、吉田祥生、谷口領、川俣清隆、澤田大輔、Chow Cheuk Hangおよび松本高一を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

久保隆、八角大輔および薮田晃彰を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

松本高一を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億4千万円以内に設定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内に設定するものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を改定するものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

監査等委員である取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

第9号議案 会計監査人選任の件

プログレス監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案	29,660	633	-	-	(注) 1	可決 97.91
第2号議案						
重富崇史	29,725	568	-	-		可決 98.12
吉田祥生	29,725	568	-	-		可決 98.12
谷口領	29,725	568	-	-		可決 98.12
川俣清隆	29,725	568	-	-		可決 98.12
澤田大輔	29,687	606	-	-		可決 98.00
Chow Cheuk Hang	29,724	569	-	-		可決 98.12
松本高一	29,687	606	-	-		可決 98.00
第3号議案						
久保隆	29,699	594	-	-	(注) 2	可決 98.04
八角大輔	29,732	561	-	-		可決 98.15
藪田晃彰	29,732	561	-	-		可決 98.15
第4号議案	29,692	601	-	-	(注) 2	可決 98.02
第5号議案	29,732	561	-	-	(注) 2	可決 98.15
第6号議案	29,732	561	-	-	(注) 2	可決 98.15
第7号議案	29,665	625	-	3	(注) 2	可決 97.93
第8号議案	29,685	608	-	-	(注) 2	可決 97.99
第9号議案	29,736	557	-	-	(注) 2	可決 98.16

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3. 賛成割合の計算方法は次のとおりとなります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上